

414  
A 4468



横濱ニ在ル

大正十一年四月  
大隈侯爵邸

オリエンタルバンクコルポレーシニハ

バロンスンシーボルトと約定を取極め 三萬弗  
高を令呈下し 之を呈下之銀行に  
預け 並即ち呈下心付くため 右約定書に  
寫し 封して送る

本日バロンスンシーボルトを余等が職負ニ命  
じ 多るより 別紙 約定書通り バロンスンシーボルトに

民部省



以下各子々出渡 利便を以 照るを  
准許ス 以下各子々交り 旨を 案等  
回報 且約定 條件 等若 以下  
思ふ 後書又 約定 禮票 等前 同人  
渡され 凡そ 等 謹言

明治三十七年

伊達民部卿

千八百七十年八月十日

大隈民部大輔

記

日本政府ニ於テ 追テ 工部院ヲ 建置ス可キニ 付 澳斯他  
利國ハロンアレキサンデル、ゼーオルス、グウスータビュス、フオン  
シーポルトヲ 院中ノ 職員ニ 任用セン 為メ 左ノ 件ニ  
取極メタリ

第一条

ハロンフオンシーポルト 取扱ヒノ 事務及ヒ 身分ノ 等級ハ 日  
本政府ニ 於テ 追テ 工部院 建置ノ 節ニ 到リ 其長官ヨ

第二条

リ之ヲ命スヘシ  
ハロンフオンシーホルト右勤務中毎事必ス其長官ノ指令ヲ  
受ク可シ并ニ其取扱ヒノ事務ハ其力ノ及フ丈ケ励精  
勉強スヘシ

第三条

日本政府於テハロンフオンシーホルトヲ右院中ニ五ヶ年間  
雇ヒ入ル事ヲ定ム然ルニ右院外ノ事務ト雖モ其切要ナ  
ル事アリテ同人ヲ他ノ勤向キニ遣フ事日本政府ノ勝手ナ  
リ但シ同人ヲ他ノ勤仕ニ轉用スルモ其官ノ等級ハ決シテ

第四条

工部院勤メ向キノ等級ヨリ降サル可シ  
若シ右五ヶ年々限中ニハロンフオンシーホルトヨリ其雇入  
レヲ辞スル事アラハ其勤仕セル月丈ケノ給金ヲ支給メ  
暇ヲ遣ハス可シ

第五条

右五ヶ年々限中ニハロンフオンシーホルト若シ其職務ヲ怠慢シ  
或ハ其長官ノ指令ヲ奉セサル事アル時ハ其長官ヨリ書  
面ヲ以テ吃度之ヲ譴責スヘシ而シテ猶依然トシ其行ヒラ改メ  
ス及ヒ其過ヲチヲ再ヒスル事アラハ其勤仕セル月丈ケノ

給金ヲ支給シテ暇ヲ遣ハス可シ

第六條

ハロンフォンシーボルト右五年ノ限中日本政府ノ望ミニ十分満足ヲ為スヘキ程勉強勤勞シ而シテ其年限ノ訖ルニ至リ再ヒ之ヲ雇継グ事ナキ時ハ日本政府ヨリ相當ノ褒賞ヲ與フ可シ

第七條

ハロンフォンシーボルト右勤務中ハ日本政府ヨリノ相當ノ居室ヲ支給スヘシ

第八條

日本政府ヨリハロンフォンシーボルトへ五年ノ間一々年六千弗

宛ノ給金ヲ支給ス可シ此總高三万弗ハロンフォンシーボルト

ヘ勤仕ヲ命シタル即日ヲ以テ横濱オーリアンタルバンクコル

ホーリーションヘ交付シ置キ其總高ノ内ヨリ毎月五百弗

宛ハロンフォンシーボルトヘ支給ス可キ事ヲ右ノバンクヘ命スヘシ

即チ此バンクヨリ其給金ヲ支給スル事ハ第四第五條ニ書

載セル事件ヲ除クノ外ハ必ラス右年限五々年ノ中相持續

ノ異義ナカルヘシ

第九條

日本政府ニ於テ右五々年ノ限中ニ前ヘノ第四第五條ノ事

件ヲ除クノ外ニ不得止事故アツテハロンフォンシーホルトヲ  
雇入レテ断ハリ或ハ右年限中ニ其勤務ノ不用トナル事等  
アルモ右バンクヨリ毎月五百弗宛ノ給金ヲ支給スル事ハ依  
然トモ其勤務中ト更ニ相変ルコトナク其總高金三万弗ノ  
皆済ニ至ル迄接續支給ス可シ

第十條

其總高支給皆済迄ノ間ハ第十一條ニ書載スル日本政府へ返  
納スル事件ヲ除クノ外ハ右總高三万弗ノ中其バンクニ預  
ケ在ル所ノ分ノ利息ハ日本政府ヨリメ之ヲハロンフォン

シーホルトノ勝手ニ付スヘシ即チハロンフォンシーホルト其ハ  
ンクト相對ニテ其利息ノ取立方ノ約束ヲ勝手ニ為ス  
ヲ日本政府ヨリメ之ヲ准許セリ

第十一條

若シ第四第五條ニ書載セル事件ヲ生スル時ハ右總高三  
万弗ノ残り高ヲ右バンクヨリメ日本政府ニ返納スヘシ并  
ニ右五ヶ年々限中ニハロンフォンシーホルト万一死去スル事  
アル時ハ前同返納ス可シ但シ万一死去スル時ハ左ノ  
通り之ヲ差引シテ其支給ス可キ分ハハロンフォンシーホル

トノ遺財ニ屬ス可シ即チ其勤務第一年ノ中ニ死去スレハ三月分ノ給金高ヲ支給ス可シ其勤務ノ第二年ニ死去スレハ六月分ノ給金高ヲ支給ス可シ其勤務ノ第三年中及ヒ其第四年中ニ死去スレハ一年十二月分ノ給金ヲ支給ス可シ

第三條

ハロンフオンシーホルト右勤務中若シ病氣ニテ養生暇ヲ願ヒ出ル時ハ横濱オリリアンタルバンク出入リノ醫者及ヒ英國公使館附屬醫者ノ診察案ヲ添ヘテ願ヒ出ツ可シ然ル時ハ日本

政府ヨリ一年養生ノ暇ヲ遣ハシ其暇中ハ其給金ヲ半減メ支給ス可

大藏